

「くまもとあか牛」は、地理的表示 (GI) 保護制度に登録されています



2022年12月

●くまもとあか牛は、地理的表示 (GI) 保護制度に登録されています。

【地理的表示 (GI) 保護制度とは】

品質、社会的評価、特性等が産地と結びついている産品を、知的財産として保護する制度です。

※「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)」に基づき、平成27年6月1日から運用開始。

【くまもとあか牛の登録について】

平成30年、「くまもとあか牛」は、あか牛(褐毛和種)が熊本で生まれ育まれた品種であり、その肉は、適度な霜降りと赤身の特徴的な味わい、ヘルシーさを兼ね備え、牛肉らしいま味や香りに富むといった特性を有すると認められ、地理的表示 (GI) に登録されました。



●地理的表示とGIマークとは？



●くまもとあか牛の基準とは？

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が定めた以下の基準を満たしたものです。

- ①熊本県内での肥育期間が12ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であること
- ②去勢牛及び未経産雌牛であること
- ③肉質等級2以上の褐毛和種の牛肉であること

**令和4年11月に、GIマークのルールが見直されました。
詳細は、裏面をご確認ください。**

地理的表示 (GI) マークの ルールが見直しされました。



2022年12月

見直し1 広告やインターネットで宣伝する場合

- GIマークは、広告や通販サイトなどのインターネット上に使用することができます。但し、GIマークを使用する場合は、必ず「地理的表示」とセットで使用してください。
- ※仕入れ状況等により、非GI製品となる場合があるにも関わらず、あたかも常にGI製品を販売するような表示は、GI法その他、景品表示法等に抵触する場合があります。
- 牛の生体の写真へのGIマークの貼り付けは、

くまもとあか牛



これまで GI製品が生鮮肉であったため、牛の生体の写真にはGIマークは使用不可。

今回の見直し

「地理的表示」とセットであれば、GIマークが使用可能に。

見直し2 加工品の包装や容器に使用する場合、 また、これらを広告やインターネットで宣伝する場合

これまで

加工品には、GIマークは使用不可。協議会の「くまもとあか牛」シールも使用不可。



今回の見直し

「地理的表示」とセットであれば、加工品にも、GIマークや「くまもとあか牛シール」が使用可能に。
※下記注意事項をご確認ください。

※GIマークは、GI製品を主な原材料として加工した商品の包装や容器にのみ、使用することができます。但し、GIマークを使用する場合は、必ず「地理的表示」とセットで使用してください。

※主な原材料とは、「登録産物の特性を反映させるに足りる量」が使用されているかどうかで判断。

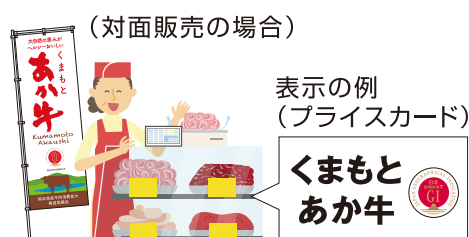
※加工品にGIマークを使用する場合は、加工品がGI製品であるとの誤認を生じさせないよう、原料GI産物の地理的表示や写真と一体的にGIマークの表示を行うこと。



以下は従来からのルールと同様です

GI産品そのもの又はその包装等に使用する場合

- GIマークは、GI産品そのもの、GI産品の包装、容器に使用することができます。但し、GIマークを使用する場合は、必ず「地理的表示」とセットで使用してください。



(パックで陳列して販売する場合)



協議会が作成する「くまもとあか牛」銘柄シールをご活用ください。

メニュー表に使用する場合

- GIマークは、飲食店等のメニュー表にも使用することができます。但し、GIマークを使用する場合は、必ず「地理的表示」や「写真」と一体的に表示してください。

※注1)GI製品を使わないメニューがある場合は、どれがGI製品を使ったメニューなのか分かるように表示してください。

